

## 砺波市男女共同参画推進計画(第3次)の基本方針(案)

### (1) 策定の趣旨

砺波市では、平成17年に「砺波市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「男女共同参画都市宣言」を行い、また、平成18年には「砺波市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、地域における普及啓発活動など各種施策に取り組んでまいりました。

さらに、平成23年3月には平成23年度から平成27年度までの5カ年を計画期間とする「砺波市男女共同参画推進計画(第2次)」を策定し「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の形成に努めてまいりました。

しかしながら、近年の家族形態の変化、ライフスタイルの多様化などにもかかわらず、性による男女の役割を固定的に考える意識は根強く残り、男性の長時間労働や、女性に家事・育児等と仕事の両面の負担が多く課せられるなど、未だ多くの課題が残っています。

このため、現行の計画期間満了後も、引き続き、男女共同参画社会実現の取り組みを推進するため第3次計画を策定するもの、なお、本計画は、国・県の計画との整合性を保ちつつ、第1次、第2次計画の基本的な考え方を継承したうえで、その成果と課題を踏まえ、その内容を見直すとともに、社会情勢の変化などにも呼応した新しい計画として策定するものです。

### (2) 計画の位置づけと計画期間

・この計画は、砺波市男女共同参画推進条例第8条に基づく基本計画であり、男女共同参画社会の実現を推進するために、市民協働のもと、取り組むべき具体的な施策を明らかにした行動計画を示すものです。

・基本目標Ⅱ「男女共同参画を實踐できる就労環境づくり」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条の第2項に定められた「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」(市町村推進計画)として位置づけます。また、基本目標Ⅳ「男女共同参画社会における安全・安心な暮らしの実現」は、DV防止法第2条の3第3項に定められた、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(市町村基本計画)に基づく基本計画として位置づけ、市は、この計画に沿って施策を推進することとします。(※下線部分は(案)の段階)

・この計画は、「砺波市総合計画」との整合性を保ち、その個別計画として策定するものです。

・この計画は、砺波市男女共同参画推進計画策定研究会による調査・検討、砺波市男女共同参画市民委員会の提言及び、平成27年(2015年)6月に実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」の結果などを踏まえて策定します。

・計画期間は、平成28年度から32年度の5年間とします。

### (3) 計画の目標・基本理念

#### ●理想とする将来像

(仮)「女(ひと)と男(ひと)が 共に支えあい認めあう 心つながる未来」

男女がともに支えあい、協力し認めあいながら、家庭・地域・職場など様々な分野で個性と能力を十分に発揮することで、活力ある社会を築き、誰もが将来への夢と希望を持って、いきいきと働き暮らせる砺波市を創ります。

#### ●基本理念

\* 条例に掲げられた次の6つを基本理念とします。

- ・ 男女の人権の尊重
- ・ 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行の見直し
- ・ 政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画
- ・ 家庭生活における活動と社会における活動の両立
- ・ 男女の生涯にわたる健康の確保
- ・ 国際的協調

#### ●特に重要な視点

\* 特に重要な視点として次の4つを掲げ取り組みます。

- ・ 女性の活躍の推進による地域経済の活性化
- ・ 働く人のワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ 夫婦・世代間協力による男女共同参画の推進
- ・ 男女間のあらゆる暴力(DV)の根絶

## (4) 計画の体系

\*この計画では、4つの基本目標と12の課題を設定し取り組みます。

### I あらゆる分野における女性の活躍

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- (2) 地域活動における女性の活躍の推進

### II 男女共同参画を実践できる就労環境づくり

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (2) 職業生活における女性の活躍の推進
- (3) 農林業・商工業における女性の参画推進

### III 男女共同参画を実践できる地域社会づくり

- (1) 男女共同参画意識の普及
- (2) 家庭や地域における男女共同参画の促進
- (3) 国際化社会における男女共同参画の促進

### IV 男女共同参画社会における安全・安心な暮らしの実現

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 男女間のあらゆる暴力の根絶
- (3) 誰もが安心して暮らせる子育て・介護等の支援体制づくり
- (4) 生涯を通じた心と身体の健康づくりの支援

## (5) 計画の総合的な推進

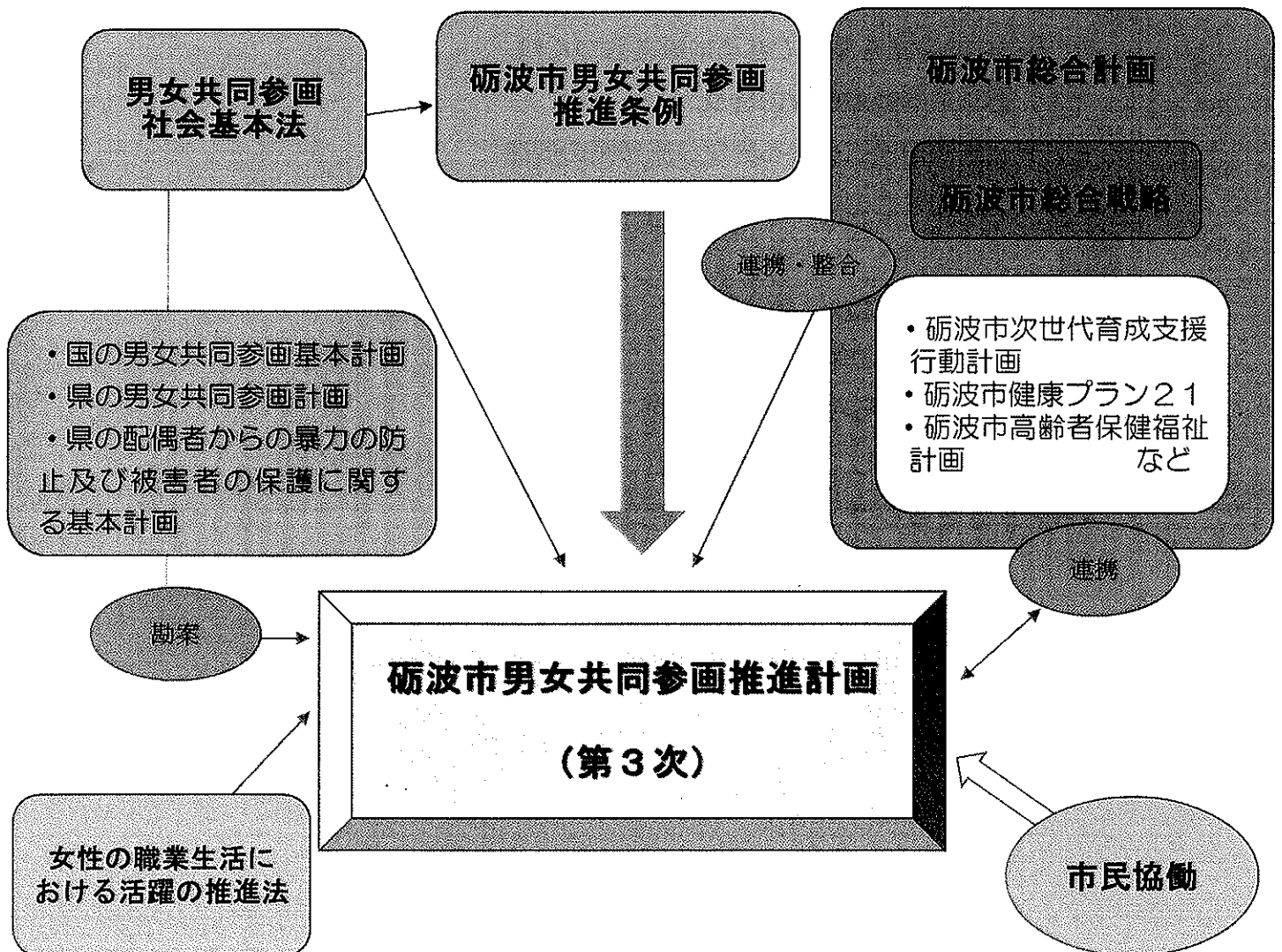
「砺波市男女共同参画推進計画（第3次）」の事業を確実に推進するために、全庁をあげて取り組みます。

また、地域に根ざした総合的な推進体制の拡充を図り、市民（推進員・事業者・関係団体等）と協働して計画を進めます。

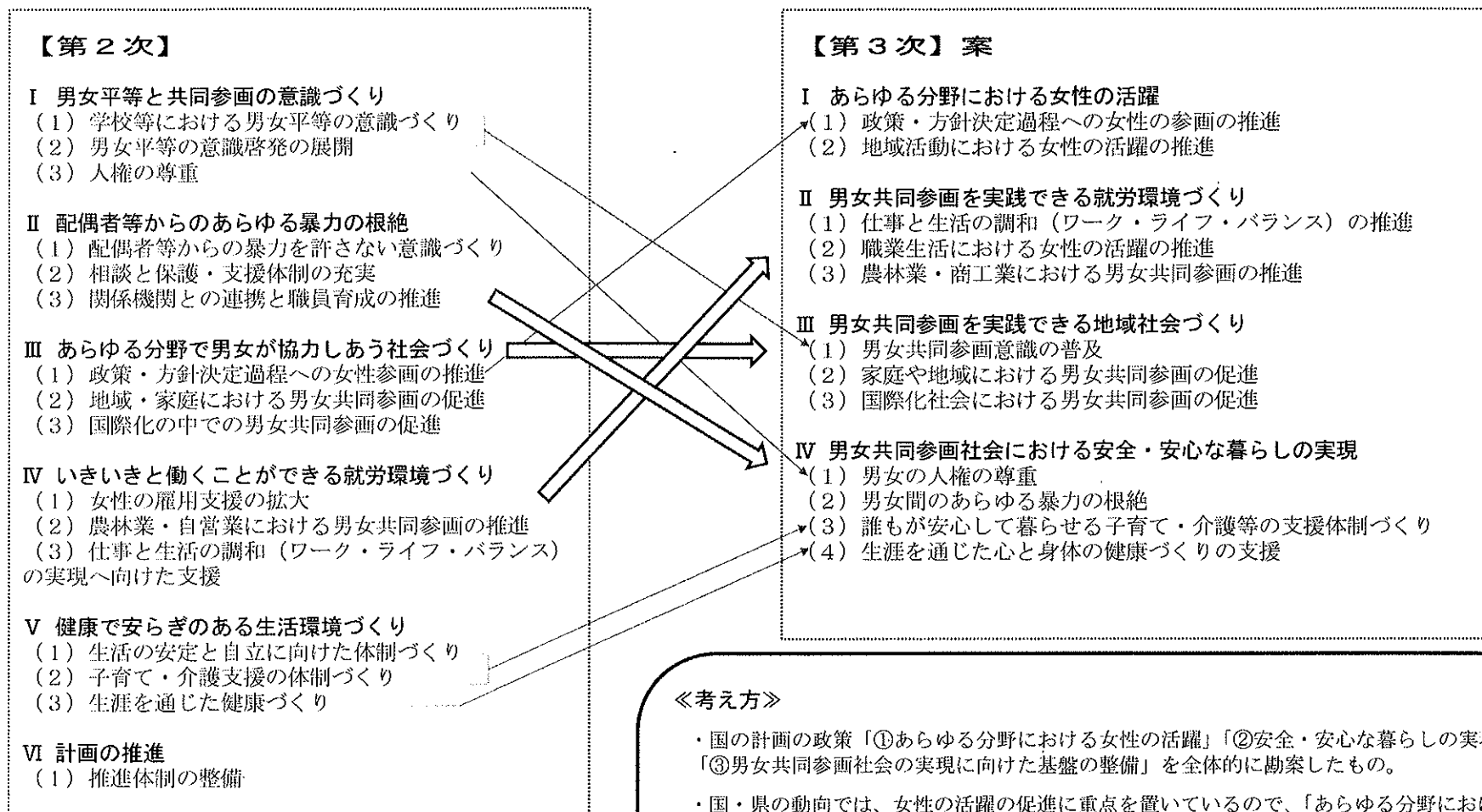
計画の推進にあたっては、事業担当部署との連携を図り推進体制を強化するとともに、砺波市男女共同参画市民委員会などにより、計画の進捗状況について検証していきます。

また、各課題において「成果目標」を掲げ、定期的に取り組に対する実施状況及び目標の達成状況を確認していきます。

さらに、国・県・他市町村・男女共同参画関係機関との情報交換や交流を図り、効果的な施策の推進を目指します。



## ●男女共同参画推進計画（第2次）と（第3次）の体系の違い



### 《考え方》

- ・国の計画の政策「①あらゆる分野における女性の活躍」「②安全・安心な暮らしの実現」「③男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」を全体的に勘案したもの。
- ・国・県の動向では、女性の活躍の促進に重点を置いているので、「あらゆる分野における女性の活躍」を基本目標Ⅰとし、「政策・方針決定過程への女性の参画の推進」、「地域活動における女性の活躍の推進」を課題とする。
- ・基本目標Ⅱは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画に位置づけ、法の施行（H27.9.4施行）にあわせ、「職業生活における女性の活躍の推進」を課題とする。
- ・基本目標Ⅳは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める市町村基本計画に位置づけ、基本目標「男女共同参画社会における安全・安心な暮らしの実現」の中に課題として「男女間のあらゆる暴力の根絶」を掲げる。
- ・計画の推進体制を基本目標とせず、計画の総合的な推進として別項目に掲げる。